

## 大分県障がい福祉計画（第4期）の策定について



# ア 大分県障がい福祉計画(第4期)策定スケジュール

	H26年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27年1月	2月	3月	
国		4期計画基本指針提示							中間報告集計				
県		① 市町村説明会 6月3日	② H25年度実績照会(市町村) 6/20	③ 議会報告 6月27日	④ 第1回市町村担当ヒアリング 7月2日~7月7日	⑤ 第1回施策推進協議会 8月28日	第4期計画(素案)の策定 ⑥ 第2回市町村担当ヒアリング 9月下旬	⑦ 第2回施策推進協議会 11月下旬	中間報告 ⑧ 議会報告 12月19日頃~30日間	⑨ パブリックコメント募集	⑩ 第3回施策推進協議会 2月下旬	⑪ 議会報告 3月上旬~中旬	⑫ 完成・公表
市町村		数値目標・サミタ見込み算出		第1回県ヒアリング	計画基本方針の検討	第2回県ヒアリング	計画素案策定	中間報告	パブリックコメント募集	市町村計画策定協議会等	市町村計画決定	市町村計画県へ提出 議会報告	

# イ 「大分県障がい福祉計画（第4期）」の位置づけ等について

## ○ 計画の位置付け

- 1 「障害者総合支援法」第89条に基づく都道府県障害福祉計画
- 2 「大分県障がい者基本計画（第4期）」（平成25年度策定）の具体的な実施計画
- 3 県長期総合計画の部門計画

## ○ 計画期間

平成27～29年度  
(3年間)

## ○ 計画策定のポイント（背景・趣旨）

### ① 障害者総合支援法に基づく計画

本計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

### ② 大分県障がい者基本計画(第4期)の具体的な実施計画

本計画は、第4期大分県障がい者基本計画の具体的な実施計画を定めたものであり、障がい者の生活支援に関する実施計画（アクションプラン）。

### ③ 数値目標・施策の設定

○ 目標数値の設定

第3期の進捗状況等を踏まえ平成27～29年度の数値目標を設定し、達成を目指す。

○ 具体的施策の策定

数値目標を達成するための、具体的施策を策定し、推進する。

## ○ 策定体制

意見聴取  
大分県障害者施策推進協議会  
※意見を聴かなければならない。  
(障害者総合支援法89条7項)

意見聴取  
大分県自立支援協議会  
※意見を聴くように努めなければならない。  
(障害者総合支援法89条6項)

(長計) プラン推進委員会

県

## ○ 基本施策・目標の設定（案）

### ① 障がい者が安心して暮らせる地域生活への支援

- 福祉施設入所者・入院中精神障がい者の地域移行 ○ 相談支援体制の充実・強化
- 地域生活支援拠点の整備

### ② 障がい者の就労促進

- 福祉施設から一般就労への移行 ○ 平均工賃月額額の向上 ○ 障がい者雇用率の向上

### ③ 障がいのある子どもと家族への支援の充実

- ライフステージを通じた一貫した支援体制の整備
- 障がいのある子どもとの親(家族)への支援

## ○ スケジュール

骨子の検討  
(26年4月～)

市町村から数値目標等の集約  
(6月～)

施策推進協議会・自立支援協議会  
意見聴取(8月・9月)  
(長計) プラン推進委員会

議会報告  
(6月)

素案作成  
(26年9月～)

パブリックコメント(12月～1月)

施策推進協議会・自立支援協議会  
意見聴取(11月・12月・2月)  
(長計) プラン推進委員会

議会報告(9月・12月・3月)

完成  
(27年3月)

## ウ 第4期障がい福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

- 都道府県・市町村の障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるもの。
- 第4期障がい福祉計画(平成27年度から平成29年度)の策定に向けて、国の基本指針を見直すため、昨年11月から社会保障審議会障害者部会において議論し、見直しの方向性等について了承を得たところ。
- パブリックコメント実施を経て、5月15日に基本指針を告示。今後(平成26年度中)、自治体において障がい福祉計画を策定。

### 基本指針の見直しの主なポイント

#### (1) 計画の作成プロセス等に関する事項

##### OPDCAサイクルの導入(新規)

- ・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価(中間評価)を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

## (2) 成果目標に関する事項(平成29年度までの目標)

### ①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

### ②精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。(平成21年から23年の平均58.4%)
- ・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。(平成21年から23年の平均87.7%)
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

### ③地域生活支援拠点等の整備(新規)

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域にすくなくとも1つを整備。

### ④福祉から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。  
(平成23年度実績27.1%)

## (3) その他の事項

### ○障がい児支援体制の整備(新規)

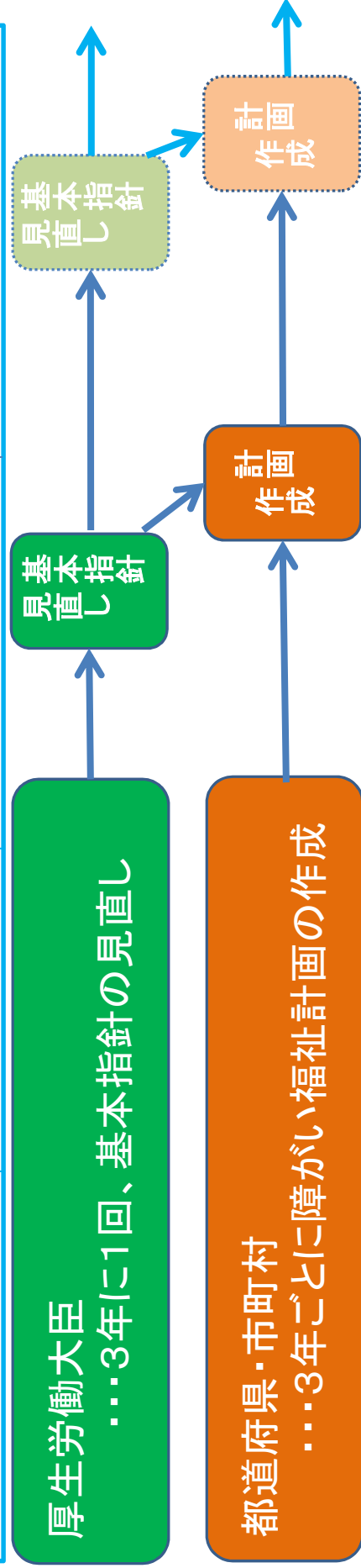
- ・児童福祉法に基づく障がい児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

### ○計画相談の充実、研修の充実等

## 障がい福祉計画と基本指針

○基本指針(厚生労働大臣)では、障がい福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障がい福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	第1期計画期間 18年度～20年度		第2期計画期間 21年度～23年度		第3期計画期間 24年度～26年度	
	平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障がい福祉サービスの見込量を設定		第1期の実績を踏まえ、第2期障がい福祉計画を作成		つなぎ法による障害者自立支援法の改正を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障がい福祉計画を作成	
	第4期計画期間 27年度～29年度		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障がい福祉計画を作成			



# 成果目標と活動指標の関係

## (成果目標)

## (活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現  
 障害者が地域で暮らせる社会に

### 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

### 障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

### 福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者的一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(都道府県)

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数



# PDCAサイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

## 基本指針

- 障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

## (PDCAサイクルの プロセスのイメージ)

### 計画 (Plan)

- 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

### 評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

### 改善 (Act)

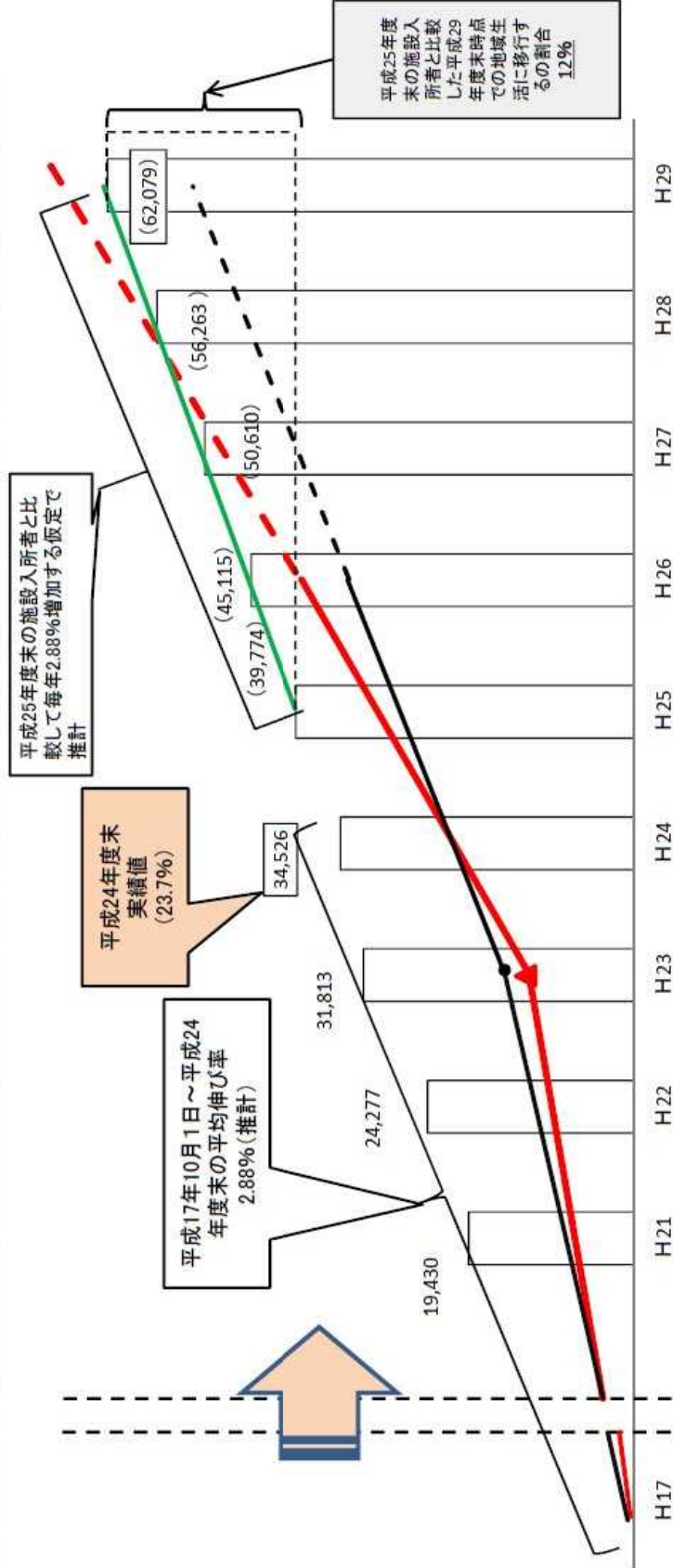
- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

### 実行 (Do)

- 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

# 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。



□ 地域生活に移行する者の数

—●— 基本指針(現行)

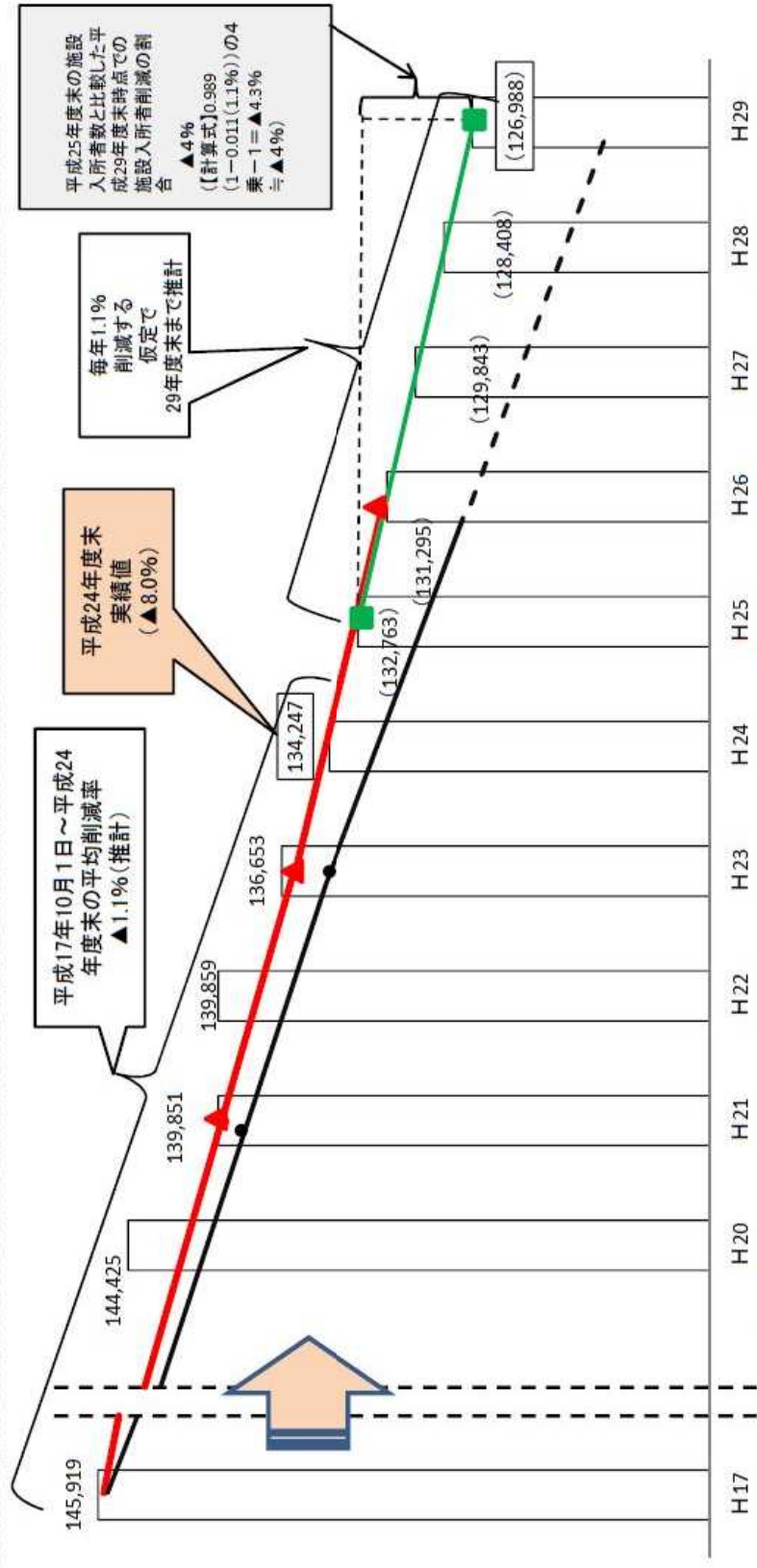
—●— 都道府県計画目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)
基本方針	10% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～29年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	—

・基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1～4相障害福祉計画)  
・平成21～23年度は10月1日数値、24年度は25年3月末数値、25年度は10月1日数値、26年度は10月1日数値、29年度は10月1日数値(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者数の削減

- 施設入所者は平成17年10月1日時点と比較し、平成24年度末時点で約8.0%減少。
- 平成26年度末には、施設入所者の1割削減を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均削減率(▲1.1%)をベースに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する形で設定。



基本指針及び都道府県福祉計画における目標値(第1～4期障害福祉計画)

目標値	第1～2期 (平成19～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)
基本方針	▲7% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年))	▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年))	▲4% (平成26年度末～29年度末(4年))
都道府県障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年))	▲15.4% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年))	-

□ 施設入所者数  
—▲ 基本指針(現行)  
—● 都道府県計画目標値

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値、平成24年度は25年3月数値、平成25年度以降(括弧書き)は推計。  
 (出典：厚生労働省「障害者生活の移行に関する調査」)

## 入院中の精神障害者の地域生活への移行について

### (1) 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇

- 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(以下「指針」という。))において、新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期(入院から3ヶ月未満)の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保することとされている。
- これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率(注)を現在の上位5全都道府県(以下「目標全都道府県」という。))の平均値である64%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は58.4%)
- (注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点の退院率により実績を把握する。
- ※ 既に入院後3ヶ月時点の退院率64%以上を達成している全都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。
- ※ 「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合

### (2) 入院後1年時点の退院率の上昇

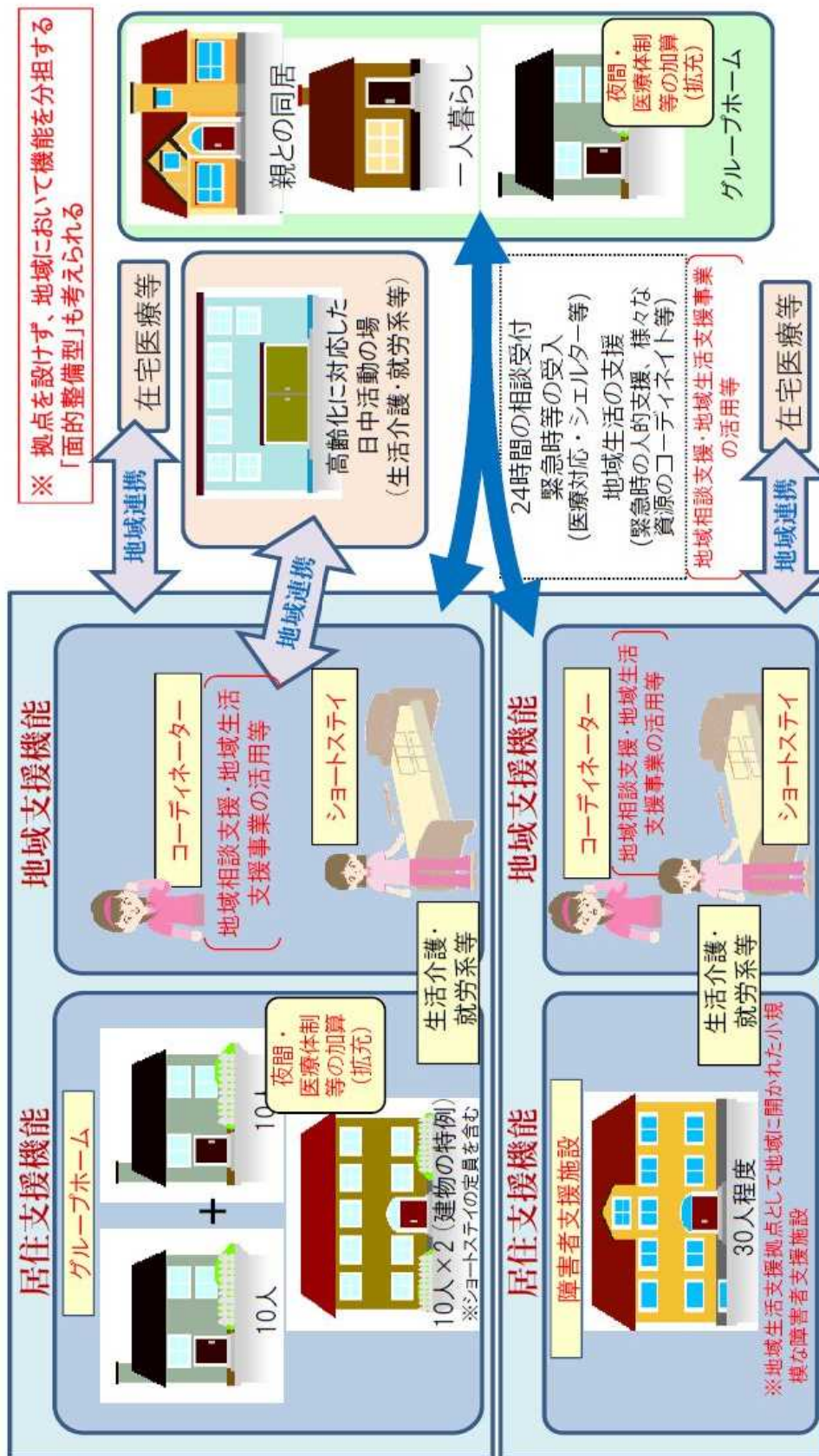
- 指針において、在院期間の長期化にともない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保することとしている。
- これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後1年時点の退院率(注)を目標全都道府県の平均値である91%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は87.7%)
- (注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率により実績を把握する。
- ※ 既に入院後1年時点の退院率91%以上を達成している全都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。
- ※ 「入院後1年時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月から12月目の月末までに退院した者の割合

### (3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

- 指針において、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに、既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保することとしている。
- 指針の実現に向け、第4期障害福祉計画においては、長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18パーセント以上減少することを成果目標とする。

# 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

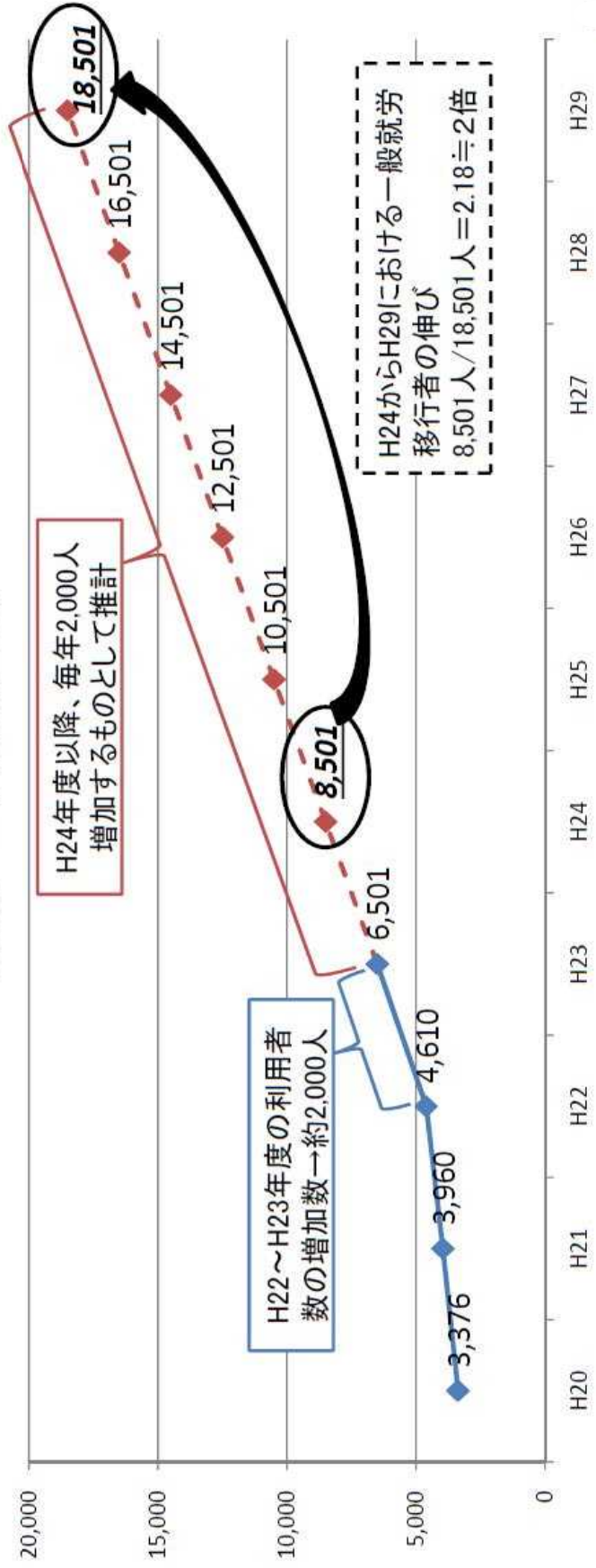


※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

## 一般就労への移行者数

- 一般就労への移行者数については、平成23年度実績で2.7倍(5,601人)となっている。(目標は4倍。割合は、平成17年度実績(2,379人)で除した値)
- 平成22年度から平成23年度の利用者数の増加数(約2,000人)から推計すると、平成26年度では目標である4倍を達成することが見込まれる。
- 数値目標の設定に当たっては、平成22年度から平成23年度の実績(約2,000人)を基に、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。

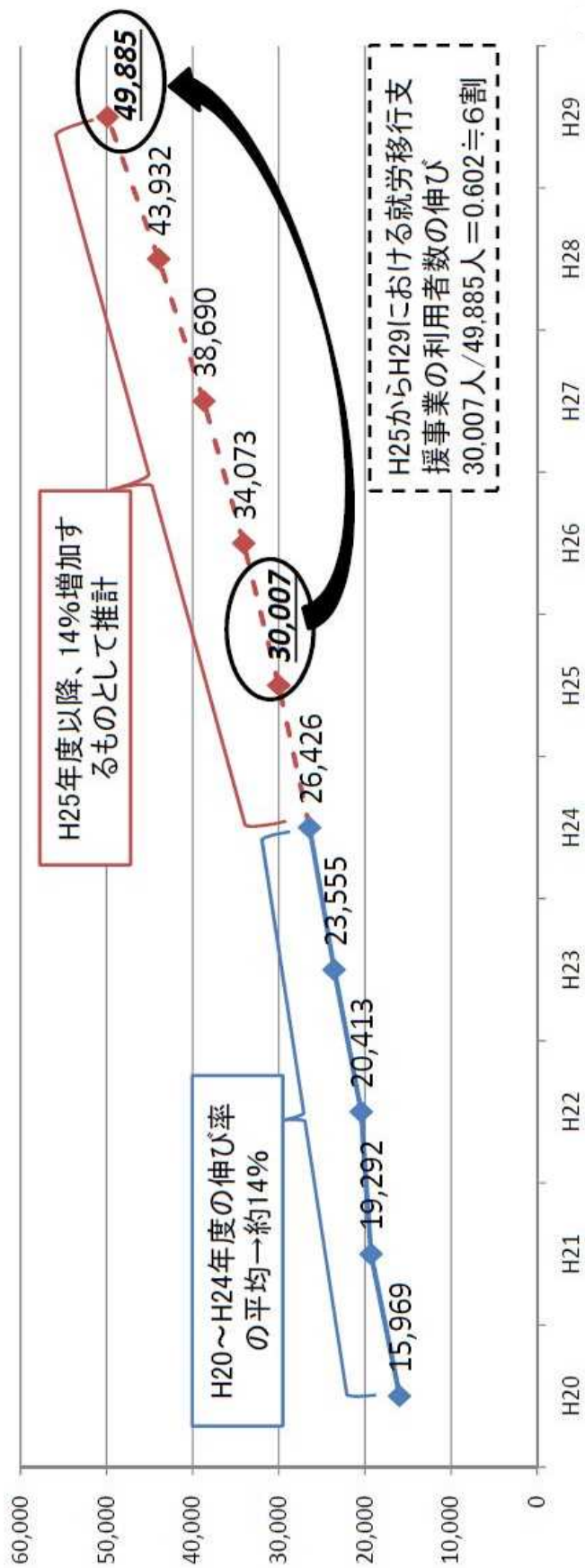
### 一般就労への移行者数の推移



## 就労移行支援事業の利用者数

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数に関する目標を設定する。
- 目標の設定に当たっては、就労移行支援事業の利用者の平均の伸び率約14%（平成20年度から平成24年度）を基に、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指すものとして設定。

就労移行支援事業の利用者数の推移



## 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用してしている障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標を設定する。
- 目標の設定に当たっては、就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均の伸び率約2.6%（平成19年度から平成23年度）を基に、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指すものとして設定。
- ※ 「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

